

令和4年度（令和6年4月開設） 保育施設等設置・運営事業者募集の実施について
（入所枠：50人以上）

令和6年4月1日までに開設する保育施設等を設置・運営する法人等について、令和3年12月24日から令和4年2月10日まで募集を行い、学識経験者等からなる保育事業認可前審査部会で審査した結果及び意見を参考に保育施設等の設置・運営予定者を次のとおり決定します。

記

募集地域		項目番号	設置運営予定者	施設名	設置 予定 場所	施設種 別・事 業類型	整 備 方 法
行政 区	募集 番号						
都島 区	2			応募事業者なし			
福島 区	3			応募事業者なし			
此花 区	4			応募事業者なし			
西区	6	(1)	(学) 小川学園	(仮称)北堀江せせら ぎ保育園	北堀 江3	認可保 育所	創 設
港区	7			応募事業者なし			
大正 区	8			応募事業者なし			
天王 寺区	9			応募事業者なし			
浪速 区	10			応募事業者なし			
西淀 川区	11	(2)	(株) さくら Blossam	(仮称)かしわざと さくら園	柏里 1	認可保 育所	創 設
淀川 区	12			応募事業者なし			
東淀 川区	13			応募事業者なし			
東成 区	14			応募事業者なし			
生野 区	15			応募事業者なし			
旭区	16			応募事業者なし			
城東 区	17			応募事業者なし			
鶴見 区	18	(3)	(仮称) 社会福祉法人 正覚会 ※2	(仮称)やけの保育園	焼野 2	認可保 育所	創 設

阿倍野区	19		応募事業者なし
住之江区	20		応募事業者なし
住吉区	21		応募事業者なし
東住吉区	22		応募事業者なし
平野区	23		応募事業者なし
西成区	24		応募事業者なし

※1 建設予定物件については、丁目までの表記となっています。

※2 新たに社会福祉法人を設立して認可保育所置する案件のため、後日社会福祉法人の設立に係る審査を受ける予定です。

※3 北区・中央区の公表は後日行います。

(参考) 選定会議での意見

○ 応募のあった事業者について、申請書類の内容について慎重に審議するとともに、応募事業者への面接を行い、総合的に審査しました。

なお、審査にあたっては、事業者の概要や事業計画、整備計画といった項目に基づき評価しました。

西区 6 地域における保育施設等（認可保育所）設置・運営予定者について

(1) 学校法人小川学園に対する意見

- ・ 財政基盤が安定しており、良好な施設運営が期待できるとともに、資金収支計画や設備計画が適切に作成されている点が評価できる。
- ・ 整備された諸規程やマニュアルについて、その定めた内容に基づいて適切に運用されるよう努められたい。
- ・ 保育の計画について、とくに0～2歳児の乳児期の保育に関し、保育所保育指針に基づき強化していただき、整合性や関連性を意識した保育の全体的な計画や年間指導計画を作成されたい。

西淀川区 11 地域における保育施設等（認可保育所）設置・運営予定者について

(2) 株式会社さくら Blossam に対する意見

- ・ 法人代表者の待機児童解消に貢献しようとする熱意は評価できる。
- ・ 保育所保育指針の内容について、研鑽を深めていただくとともに、0～5歳児のこどもの育ちを見通した保育内容を吟味し、保育の全体的な計画や年間指導計画に反映されたい。
- ・ 研修について、経験別や年齢別での受講時期を職員が容易に把握できるように見直しをいただくとともに、研修内容を職員間において共有していただくなど可視化に努めて

いただきたい。

- ・ 避難計画について、淀川地域の懸念事項である水害についても適切に作成されたい。

鶴見区 18 地域における保育施設等（認可保育所）設置・運営予定者について

（3）（仮称）社会福祉法人正覚会に対する意見

- ・ 地域に根付いた保育の展開が期待でき、地域貢献に寄与しようとする点が評価できる。
- ・ 広大な屋外遊戯場が確保されており、施設整備が整えられている点が評価できる。
- ・ 施設長予定者の誠実さや熱意が評価できる。
- ・ 保育所を安定的に運営するにあたり、保育事業実務や保育の専門家の意見を取り入れ、施設長予定者を支える職員体制を確保されたい。
- ・ マニュアルや諸規程について、施設長予定者を中心に、職員一丸となって、誰が見てもわかるような実効性のある内容となるよう作成されたい。